

# 議会改革中間報告

## 【中間報告1】－議会改革の背景－

- ・平成21年12月 議会改革調査等特別委員会の設置
- ・平成21年4月 市民4団体より議員定数を求める要望書が4千人署名と同時に提出
- ・根室市議会議員定数の経過（根室市議会における議員定数の経過）
- ・平成17年に定数24名から20名に削減
- ・根室市議会の取り組み
  - ・政務調査費の透明性
  - ・倫理条例の制定
  - ・常任委員会の設置見直し
- ・全国的な地方議会に対する厳しい指摘……（市長提出議案の実質素通り・議会不要論）

## 【中間報告2-1】－改革の目的・方向性の確認－

- ・市民の市議会に対する厳しい指摘の根拠となっているもの……（応える市議会としてどのように取り組むべきか?）。
- ・議会の市民の代表としての役割とは何か、どこにその根拠はあるのか。
- ・議会の審査機関として「真」に市民の代表として役割を担っていたか。
- ・今、その役割はどのように変わろうとしているのか。
- ・議会はどのように応えるのか。

## 【中間報告2-2】－市民の代表とその根拠－

- ・講演会の後、特別委員会において協議・確認されたことは、もともと議会は地方自治における二つの代表（首長と議会）のうちの一つであると位置づけされていること。（根拠・・・憲法93条により直接選挙）
- ・憲法・自治法では、首長は執行権を持つこと、議会は条例制定の立法機関・議事機関・監査機関・評価機関として位置づけされていること。
- ・この二つの代表機関を表して二元代表制と呼ばれていること。
- ・議会審議を中心として「住民の福祉の充実に寄与する。」

## 【中間報告2-3】－議会の役割－

- ・この二つの代表で、議会は「行政と対等・独自の機関として相互牽制・抑制と均衡によって緊張関係を保ち続けることが求められ、自治体の運営の基本方針を決定し、その執行を監視し、評価すること。」という内容で取りまとめたものであります。
- ・この取りまとめに対して、委員会の協議では、現状は憲法及び自治法において、首長の権限・権能・情報収集能力・組織力が明確に規定されているのに対し、議会における権能・権限や組織力は明確ではなく限定的であり、とても対等な関係とはなっていないとの指摘がありました。
- ・議会改革の必要性の認識。

## 【中間報告2-4】－議会として自らの改革の必要性－

- ・議会としても、行政とは独立した機関として、自らの「情報公開」、「説明責任」と「政策形成力」、「審査機能の充実」等の権能の構築が必要。
- ・平成12年から施行された地方分権改革一括法。（機関委任事務から法定受託事務へ、自治事務の増大）
- ・今後の協議の項目は「議会と市民の関係」、「議会と行政の関係」そして「議員定数と報酬」とすることを確定した。

根室市議会「議会改革調査等特別委員会」中間報告資料

	中間報告3 具体的な取組みについての項目
市民と議会の関係	<p>1-1 議会報告会の開催 議会に関する情報公開と市民に対する説明責任を果たし、市民参加の議会を目指すため、年1回以上の報告会を開催する。</p>
	<p>1-2 参考人制度及び公聴会制度の活用 地方自治法第109条、第109条の2及び第110条に基づき、合議制の機関として常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会討議に反映させる。</p>
	<p>1-3 請願及び陳情等 地方自治法第124条及び125条に基づき、市民からの請願及び陳情を政策提案と位置付け、その審議においてこれらの提案者の意見を聞く機会を設けると共に、関係機関に対して政策提言に努める。</p>
	<p>1-4 議会だよりの発行 現在は、年4回定例会終了後「広報ねむろ」に掲載している議会だよりを独自の議会だよりとして年4回発行する。</p>
	<p>1-5 現在検討中の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合議制機関として、議員による自由討論のあり方</li> <li>・十分な議論、時間を確保できる議会運営のあり方（通年議会・閉会中の取り扱い等）</li> <li>・議会の附属機関への市民参加等</li> </ul>
行政と議会の関係	<p>2-1 議会としての権限・権能の充実させ、市民の期待に応える審査機能の観点から議決事件の追加・拡大を検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第96条関係 第1項第8号の物品購入に関わる議決金額について、自治法施行令121条の2別表4を根拠としている、現行の3000万円から2000万円に変更 第2項の議決権の拡大は、市の各種計画について、新たに20項目を追加（※20項目の計画は中間報告の3ページを参照）</li> </ul>
	<p>2-2 議会機能を充実させる諸課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表・一般質問のあり方について チェック機能を充実させるため、代表質問・一般質問の取り扱いについては、従来どおり行う事とし、部長答弁を認める。 回数制限を外し、第1質問は壇上、第2質問以降は、発言席を設けて行う事で検討。 時間・人数制限は議会運営委員会に一任することで確認</li> </ul>

## 中間報告 4

### 議会の組織体制等

#### 4-1 組織・体制について

- ・代表者会議の位置づけについては、連絡調整機関とする
- ・会派制の前提について（無所属を認める方向）
- ・常任委員会及び特別委員会のあり方

議決権の追加・拡大と合わせて常任委員会の審査活動を充実させること（通年議会の必要性・議長の議会招集権）

3つの常任委員会と根室市の産業構造や北方領土などの特殊性から「水産対策」「北方領土対策」の各特別委員会を設置すること。

- ・通年議会の取組について

議会の議案審査期間、内容の充実、常任委員会の活動の充実、専決処分などの方向から、必要性は認められたが行政の対応の関係から、実施には今後、行政側との協議が必要

#### 4-2 今後協議が必要な事項

- ・議会の意思決定から自由討論の場の設置について
- ・議員の研修・調査のあり方について
- ・事務局機能の整備について

## 【協議結果概要と今後の課題：第1小委員会】

### ●市民と議会の関係について

#### 1. 議会報告会

- (1) 議会は、議会活動に関する情報公開を行い、説明責任を果たし、市民と互いの情報を共有するため、議会報告会を年1回以上開催する。
- (2) 報告会の開催にあたっては、原則、全議員が出席し、広く市民の意見を聴取し議会活動に反映させる。
- (3) 議会報告会は議長及び副議長を中心に実施する。

#### 2. 参考人制度及び公聴会制度の活用

- (1) 議会は、地方自治法第109条及び第109条の2に基づき、合議制の機関として、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させる。

#### 3. 請願及び陳情等

- (1) 議会は、地方自治法第124条及び第125条に基づき、市民からの請願及び陳情を政策提案と位置付け、その審議においてこれら提案者の意見を聞く機会を設けるよう努める。

#### 4. 議会広報の充実

- (1) 議会は、広報手段として「議会だより」を通じ、多くの市民への議会広報活動に努める。
- (2) 議会だよりは、各定例会毎に年4回発刊する。
- (3) 議員の中から「議会だより」編集に係わる委員を選出する。
- (4) 編集委員は各会派等から選出する。

#### 5. 前回まで協議があった事項（課題等）

- (1) 合議制機関として、議員による自由討論が課題。
- (2) 十分な議論・時間を確保できる議会運営が必要。（通年議会・閉会中の取扱い）  
※上記(1)と(2)は、第2小委員会で検討の「議決権の拡大」との関わりが生じる。
- (3) モニター制度、パブリックコメントなどの手法・問題点。
- (4) 議会の附属機関への市民参加。
- (5) 「議会だより」編集を支援する事務局スタッフの確保。

## 【協議結果概要と今後の課題：第2小委員会】

### ●議会と行政の関係について

#### 1. 地方自治法第96条関係について

##### (1) 第1項の物品購入に関わる議決金額について

自治法施行令で2000万円以上となっていることを根拠として、現行の3000万円から2000万円に変えていく。

##### (2) 第2項の議決権の拡大について

市の各種計画について、議決事項に加えるべきものとして、根室市総合計画はじめ20項目の計画(現在の計画)を選定したが、基準づくりが必要である。

#### 2. 議会機能を充実させる諸課題について

##### (1) 代表質問・一般質問のあり方について

チェック機能充実させるため、代表質問及び一般質問の取り扱いについては、従来どおり行うこととし、部長答弁を認める。

回数制限を外し、第1質問は壇上、第2質問以降は発言席を設けて行う方向で検討する。

時間・人数制限については、議会運営委員会に一任することで確認。

##### (2) 市長による政策等の形成過程について

根室市としても、政策の水準を高めるため及び市民への公開のため、基本条例に盛り込むことを確認。

##### (3) 長の反問権、文書質問について

長の反問権を認め、文書質問の提出も認めることとする。

#### 3. 今後の検討課題

##### (1) 議決事項の拡大について

第8期根室市総合計画ほか20の計画・方針追加する基準は、京丹後市の例を

基本とし、根室市に合わせて検討が必要である。

##### (2) 行政側からの予算・決算の資料提供について

予算・決算審査にあたって、文書によるできるだけ丁寧な資料提供を求めること

は必要であり、委員会での審議を深めるため、改善等については検討課題とする。

### (3) 会派制の前提について

他の自治体でも、「会派を作ることができる」となっており、今後全体の委員会でどのように基本条例の条項として盛り込むか検討が必要である。

### (4) 委員会全体としての今後の課題について

下記項目については、小委員会に限られた検討項目ではないことから、全体の特別委員会で議論していくことになる。

- ①議会内議論の活発化のための自由討論の在り方
- ②議員の研修にかかる問題
- ③議員定数の問題
- ④議員報酬の問題
- ⑤政務調査費の問題 などについて

中間報告 5-1、5-2

議員定数及び報酬について

- ・現在継続審議中の意見

議  
員  
定  
数  
及  
報  
酬

— 5 — 1 議員定数について（継続審議中） これまで出されている意見 —

- ・市民からでた提言がたたき台になると思う。定数を減らすことが必ずしも議会改革とは思っていないが、一つの捉え方としてはあると思う。定数を減らしながら、議会改革を進めていくべきではないか。
- ・現状の20人から全員で、見直していくことも視野に入れていくべきと考える。
- ・市民からの請願の特に理由にしているのは、行政が行政改革で切り詰めているのだから、議会もやってほしいと言うことと思う。
- ・議員の素養や知識、判断力に委ねる。今後向かう方向は、少数精鋭である個人の資質そのものを高めることである。
- ・一方では、圧倒的だと思いが議員が多いのではという声は、まちの中に存在することは確かである。
- ・常任委員会の人数、委員会の数の問題の話があつたが、これから先、通年議会などどう変わっていくかわからないが、常任委員会は2委員会制度にした方が良いのではないかと、現状からみてこれで可能ではないかという考え方である。
- ・常設にするかどうかを含めて議論の余地があり、一概に結論は出せないけれども、先に人数ありきで走ってしまったので、それに合わせて人数を考えると自ずとだいたい数字はわかると思う。14人ないし16人を考えている。
- ・前回の選挙の時、20人の定数でしばらく様子を見ようとの経過があつた。
- ・委員会で議論し、二元代表制の問題から一定程度の議員数は必要だとする見方もある。
- ・十数年で10人の削減となっている、今回の議員定数の削減の論拠となっているのは、市民からの請願という形である。
- ・請願があつたから削減しようとの考え方であれば反対である、議会の活動に応じた定数を考える必要がある。
- ・市民からの4千人の署名と請願が大きく、議員一人ひとりの活動が市民に理解されていなかったのが大きいと思う。議会改革を進める上で、委員構成も含めてどのくらいの人数が必要になるのかという部分もあり、非常に難しい。
- ・議会として市民の中に入って、活動報告をして我々が変わっていることを見てもらうことで状況が変わってくるのではと思っている。
- ・市民から議員定数の削減、報酬の削減が出る背景は、議員活動がいかに市民に不透明であるかが大きな要因とされる。つまりアピールが足りないということである。
- ・そのためには、議会だよりや議会報告会である。
- ・議員定数については、根室市議会はどうあるべきか、それにふさわしい定数はどうかということが大切と考える。
- ・行政改革が進んで、今の状況になっているが、依然として首長の側は、大きな権限と権能を持っている。二元代表制というなら、議会もそれにふさわしい権限と権能を持つべきであるが、議会が持っているのは非常に限定的である。
- ・委員会中心主義に切り替えて、委員会の日常活動を重視するとなれば、常任委員会の3つと言うのは減らせない、本音の議論が出来る数は7～8人必要とすれば、今の定数が多いと判断できないと考えている。
- ・定数を決めていく要素として人口的な要素がある、ただ人口減だけで決めていいのかと言うのも疑問があり、根室市が抱える課題、将来予測も含めてどういう街にしていくのかという関わりの中での判断が必要である。
- ・少数精鋭と質的な問題も言われるが、これは立候補する人の権利を抑えてしまう問題で、求める方向はわかるが、いささか無理がある。



－ 5 － 2 議員報酬について（継続審議中）これまで出されている意見等－

- ・議員の側から報酬を上げろとか下げろと言うのはなかなか言いにくい。それも含めて報酬審議会をやってほしい。  
市議会議員に若い人が出てこない原因を考えると怒られるかもしれないが、議員で食べていけない状況があるからである。
- ・議員経験に関係なく、若い議員もベテラン議員同額の報酬であり、額が妥当であるかもう一つの考え方として日当制もあるが、日当制で議員になる人はいないと思う。  
結論を出すのは難しいが、類似都市に追随する。報酬審議会にかけても大変な作業になると思う。
- ・おそらく下げるといふ話になると思うが、議論の中でそういう判断になるのは仕方がない。そういう中で議員活動するにはどうするかと言えば、政務調査費の増額自体を保障してほしい。
- ・報酬自体は、現行据え置きで良いと思う。ただ政務調査費はやはり議員活動のきっかけにもなるし、そよの町と比べてもお粗末である。希望でいえば、月2万5千円位に上げてもらってもよいのでは。報酬の考え方は生活給という考え方ではなく、議員活動のやり方で、各々の議員が考える問題だと思う。  
市民には、人数を減らして報酬を上げればよいとの意見もあるが、それほど事態は容易いこととは思っていない。
- ・報酬問題は、定数より難しいと思う。正直他都市に合わせるという方法しかないと思う。若い人が出られる条件をどうつくっていくかということも重要な問題である。あらゆる階層、あらゆる年代、あらゆる職種から出られるというのが、議論を深めていく上で重要である。何の基準で、どうすればいいのか、学者もいろいろと考えているが根拠がないというのが現実ではないか。他都市と比較して検討せざるを得ないのではないか。
- ・根室は端っこにあり、視察も他の町と比べて一番経費がかかる、面積も広い議員活動で走り回ろうとすると経費もかかる。活動費は人口だけではなく面積であると思う。そういう意味では、報酬ではなく政務調査費と考える。
- ・報酬問題は、自分たちにこれだけ価値があるということは言いづらい。  
一方で、若い人たちが出られるような条件をちゃんとしないと、男社会と高齢化に議会がなってしまった時、本当に多様な市民の意見を反映できるのかという危機感を感じる。
- ・報酬については、会津若松市が具体的に議員の活動日数、活動領域を分析して割り出している。そういうものも参考にしているのではないかと。